

情報開示などの請求の流れ

1 開示請求などの窓口

情報を保有する課、または総務課で受け付けます。

※請求書は、市ホームページからもダウンロードできます。



2 開示・不開示などの決定

請求のあった日から15日以内に、開示・不開示などを決定し、請求者に通知します。



3 開示などの実施

担当課で行います。決定通知書と、本人確認ができる書類が必要になります。

より開かれた市政の実現へ

情報公開および個人情報保護制度の運用状況と概要

市では、市政の情報公開の推進と個人情報の保護を図るため「情報公開制度」と「個人情報保護制度」を設けています。ここでは、平成25年度における制度の運用状況を公表するとともに、市民の皆さんに制度を理解し活用してもらうため、その概要を紹介します。

情報公開制度とは

公正で透明な開かれた市政の運営のために、市が保有する情報の提供、公表および開示の請求などについて定めたものです。

市民の皆さんは「旭市情報公開条例」に基づき、市が保有する各種情報の開示を請求することができます。

〈平成25年度の運用状況〉

開示請求件数／14件
うち開示件数／6件
部分開示件数／5件
不開示件数／3件

個人情報保護制度とは

市が保有する個人情報の適正

な取り扱いを確保し、公正で信頼される市政の推進のために、その開示請求の権利などを保証する制度です。

市民の皆さんは「旭市個人情報保護条例」に基づき、市が保有する自身の個人情報について開示、訂正、削除および使用の中止を請求することができます。

〈平成25年度の運用状況〉

開示請求件数／81件
うち開示件数／79件
不開示件数／2件

審議会などの会議の公開

情報公開のいっそうの推進を図るため、市民の皆さんが会議を傍聴できる「審議会等の会議の公開制度」も設けています。傍聴できる会議は、開催の1週間前まで、市役所本庁1階の情報公開コーナーに掲示しています。

問い合わせ先

総務課庶務行政班

☎62・5310

期限内納付に協力を 市税などの納付期限一覧

本年度の市税などの納付期限は、下記一覧表のとおりです。納付書に記載の金融機関やコンビニエンスストア、市役所で納付してください。なお市では、便利な口座振替を推進しています。

平成26年度 納付期限一覧表

納付期限	市県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者 医療保険料
6月 2日(月)		1期	全期			
6月30日(月)	1期			1期	1期	
7月31日(木)		2期		2期	2期	1期
9月 1日(月)	2期			3期	3期	2期
9月30日(火)		3期		4期	4期	3期
10月31日(金)	3期			5期	5期	4期
12月 1日(月)				6期	6期	5期
12月25日(木)		4期		7期	7期	6期
平成27年 2月 2日(月)	4期			8期	8期	7期
平成27年 3月 2日(月)						8期
問い合わせ先	税務課収税班 (☎62-5322)				高齢者福祉課 介護保険班 (☎62-5308)	保険年金課高齢者医療年金班 (☎62-5882)